

# ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

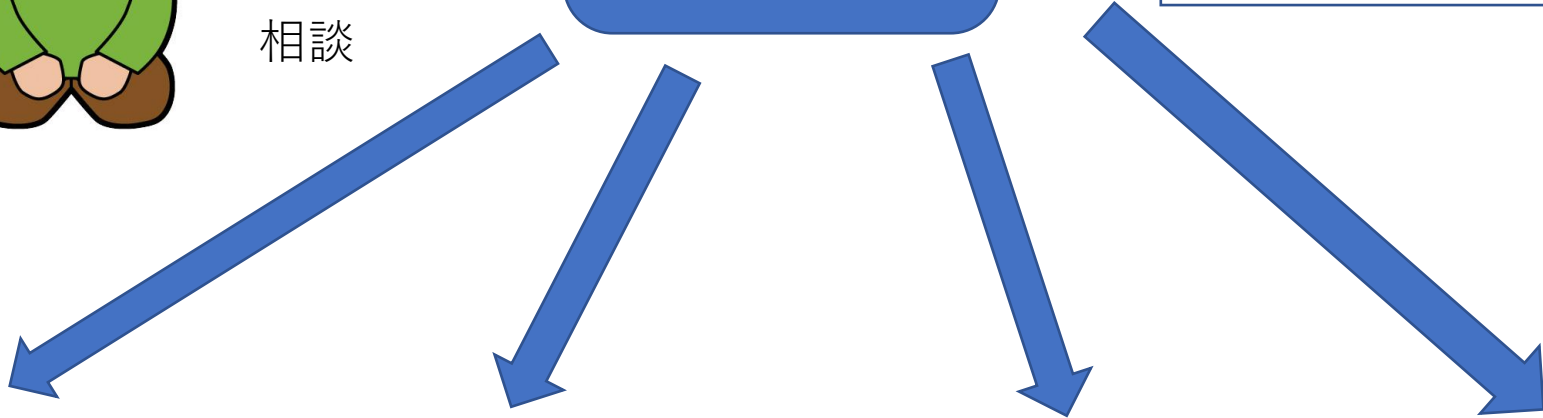
# 相談から支援へ つなぐ



相談



関係機関と連携し、  
一つでも多くの支援  
につなぐ



学校における見  
守り・寄り添い

ご家族に対する  
アプローチ

ケアラー同士の  
交流・情報交換

公的サービスの  
調整・活用

# 相談から支援へつなぐ

地域住民  
民生委員

医療機関  
MSW

教育機関

福祉関連  
CM

警察



相談

相談窓口

相談・情報収集

関係機関と連携し相談を受け、一つでも多くの支援につなぐ

橋渡し・連携

医療機関

学校における見守り・寄り添い

ご家族に対するアプローチ

ケアラー同士の交流・情報交換

公的サービスの調整・活用

地域住民

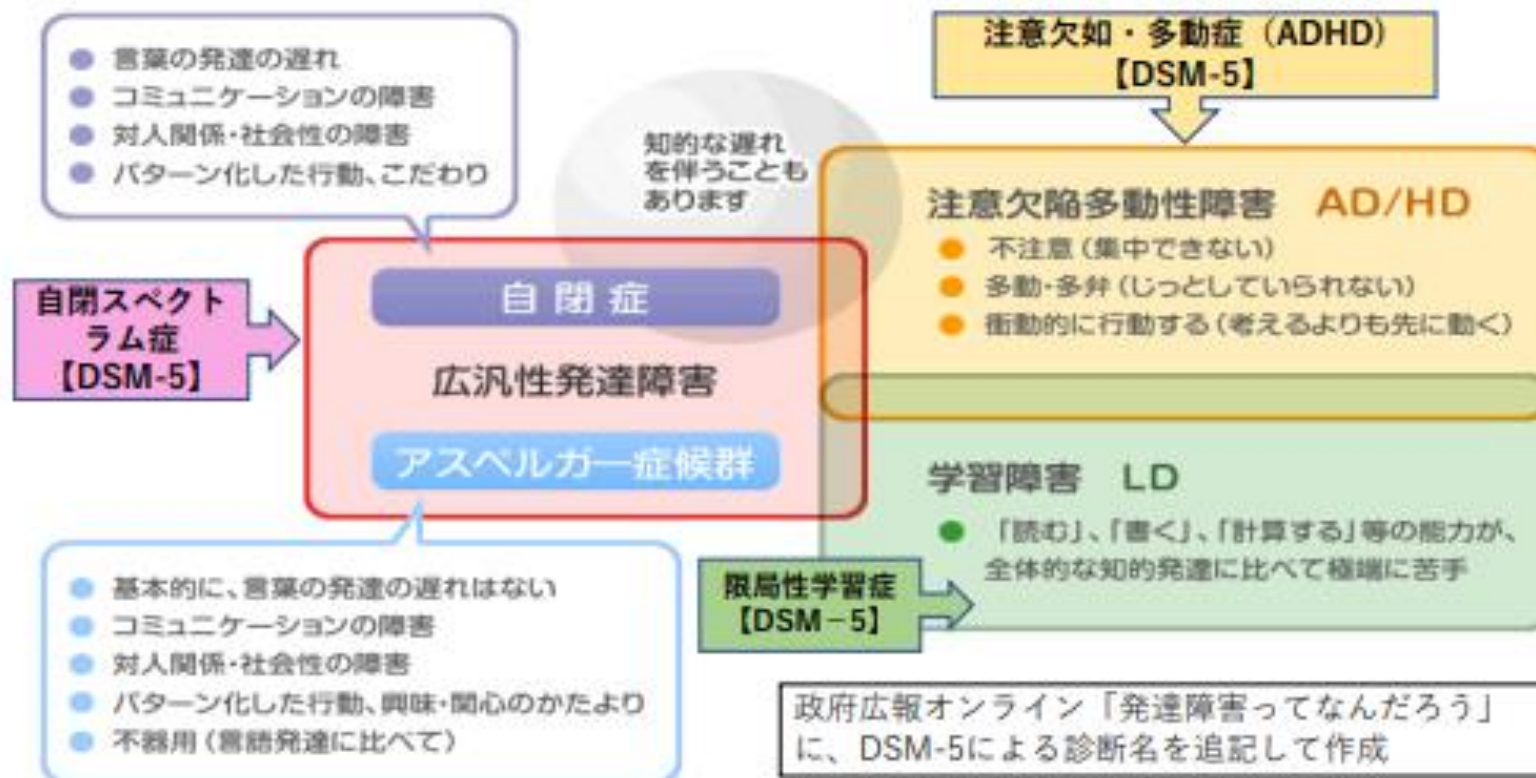
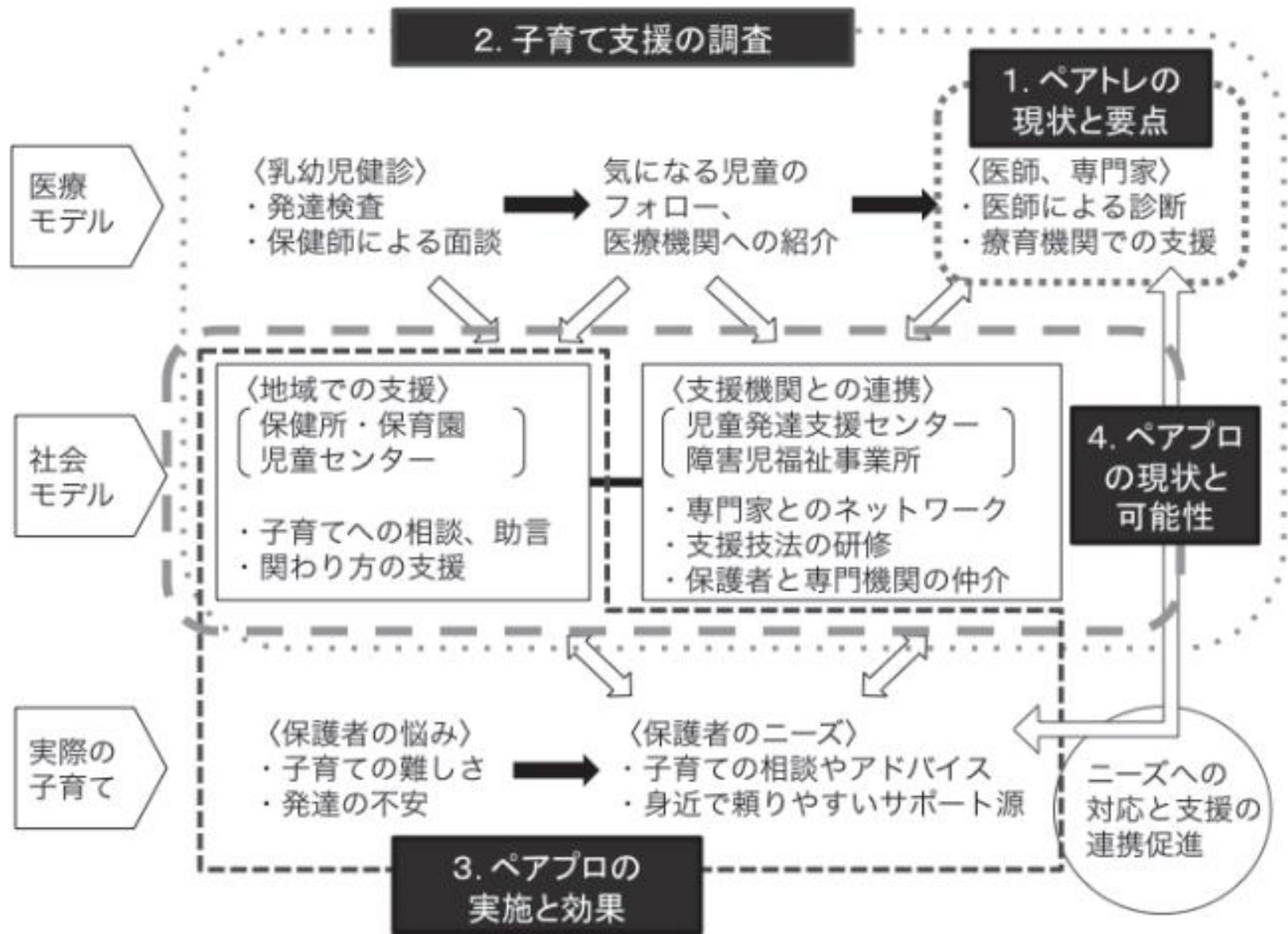


図 1 発達障害のそれぞれの特性と関連性





## 発達障害児者および家族等支援事業（都道府県、市町村）

発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。  
また、身近な場所で支援が受けられるよう、対象自治体を市町村に拡充しました。

### （1）ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

### （2）家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施 等

### （3）ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

### （4）発達障害者等青年期支援事業

- ・コーディネーター等の役割を担う職員の配置
- ・青年期の発達障害のある者に対するワークショップ等の開催
- ・関係機関との連絡・調整 等

### （5）その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）の実施 等

ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンター について

#### （1） [ペアレントプログラム](#)

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

「障害」という言葉を使用しないで、子育て支援での活用もできます。